

会議名	長浜市指定管理者選定委員会第1委員会 (令和4年度第2回会議)
日時	令和4年8月30日
審査対象	長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス

審査結果概要

(i) 施設所管課（市民協働部 市民活躍課）からの募集経過説明

指定管理者の応募なし。

募集方法 : 公募

募集期間 : 令和4年7月12日（火曜日）から令和4年8月15日（月曜日）

今後の方針 : 直営で施設の管理を行う方針。

質疑応答

委員 : 直営で管理をすると、指定管理者募集時の仕様書と変更になる部分はあるか。前回の会議で現在の指定管理者が応募されるであろうという話であったが、応募がなかった理由は何か。

所管課 : 現指定管理者から応募がなかったのは、これまで施設の管理運営が重荷になり、また、人員体制がうまくととのわなかったことによる。今後の協会の活動としては、ハードの維持管理をなくし、ソフト事業を展開していきたい意向である。

委員 : 国際文化交流ハウスが多文化共生の拠点であると前回お聞きしたが、直営になっても変わらないのか。

所管課 : 直営であっても拠点であることにはかわりはない。事業実施にあたっては、協会の活動は重要と思っているので、協力体制をとって進めていきたい。

委員 : 指定管理者制度のルールについて、応募がなかった場合は直営にするのか。再募集は行わないのか。また、直営で委託する際の期間はどれくらいになるのか。

事務局 : 非公募で募集し案件が不調に終わった場合は公募に移行して再度募集する。今回は公募で募集していて、仕様等も変更する余地はないため、直営での管理に移行する。

所管課 : 直営で管理を行っていくにあたっては、職員を雇用する必要もあるので、それが1年になるのか3年になるのか、期間についてはこれから考えていきたい。

委員 : 指定管理者制度による管理を行わないのであれば、宿泊施設の在り方はどのように考えていくのか。スケジュール感を教えていただきたい。

所管課 : できるだけ早く、年内には方針を定めたいと思っている。施設の寄付者とも協議しながら条例を改正する段取りで進めていく。

委員長 : 各委員のおっしゃることは全くその通りだと思う。この委員会は、事業者を選ぶだけではない。今回は、制度を取り巻く問題が顕著に出た案件である。マイナスに捉えるのではなくて、改めてそもそも指定管理者制度の導入が適切なのかどうか、委託や直営でもいいのか、という議論をすべき。客観的に見れば他の指定管理施設についても見直したほうがいいと思う。

2つ目に、国際交流協会や長浜市の国際交流施策をどう考えているのか、根源的な部分を指定管理者制度とは別にして考えていただきたい。3つ目は、ルールにのっとって改めて宿泊施設をどうしていくのかなど、応募がなかった場合は競争原理を働かせるようなことを考えることが大事。いい機会ととらえて前向きに検討いただきたい。